農業委員会だより

第111号

鳥取市の農業

農家戸数 5.677 戸 農地面積 4,274ha 2020 年農林業センサス

―とっとり市―

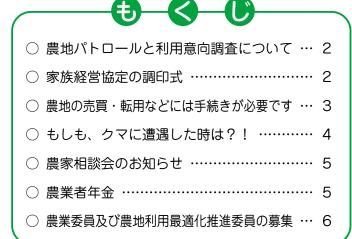
令和7年10月発行・鳥取市農業委員会

〒680-8571 鳥取市幸町71番地 ☎ (0857) 30-8482 鳥取市ホームページアドレス https://www.city.tottori.lg.jp/



農地パトロール実施中

農業委員会では毎年度、農地パトロール(農地利用状況 調査)を行っています。(関連記事 2 ページ)





家族経営協定を締結した田中家の皆さん(前列中央3名)(関連記事2ページ)

農地パトロールと利用意向調査について

農地パトロール(利用状況調査)

農地の利用促進のため、毎年7~10月に市内全域の農地を対象として農地パトロール(利 用状況調査)を実施しています。

遊休農地を確認した場合、その所有者等に対して、農地としての利用をお願いするとともに、 農地の有効利用を進めるため「利用意向調査」を実施します。

利用意向調査

農地パトロール実施後、遊休農地の所有者等に対して、今後の農地の利用意向について文書 を送付しています。以下の①~④のいずれかを選んで回答していただきます。

①農地中間管理機構に貸し付ける

③自ら買い手または借り手を見つける

した。

家族経営協定とは、

家族

0

十分

の家族経営協定調印式が行われま

一中みな子さん、

子のゆかりさん

佐治町の

田中敏文さん、

妻の

月

30

H

鳥取市役所本庁舎に

②自ら耕作する

④ その他

※遊休農地とは

- ●過去 1 年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地 (作物が作付けされていなくても維持管理がなされていれば遊休農地ではありません)
- ●周辺の農地と比べて著しく利用の程度が低い農地

たび、

※修生として本格的に農業に取

組みたい。

という強

.思い

が

丸となって経営に取り

田

中

家

0)

5 ゆとり むこととなったことから、 くことを目的に協定を締結され 農業を次の世代につなげて のある暮らしを実現 健康 しな

入機に、

田中家の農業経営がます

今後、

家族経営協定の ひとときとなり

締結を

ý ま し 伝

か

ます発展することが期待され

な話し合いにより、 っです。 就業環境について取り決めるも や一人ひとりの役割、 田 一中家は、 佐治町で梨栽培を中 農業経営の方 働きやす

経営継承を見据えて親 ら営農に励んでこられました。こ 長年にわたり家族で助け合いなが 心とした農業経営を行っており、 子のゆかりさんが将来の 元就農し、 ました。 後も家族 \mathbb{H} 調印式を通じて、

と笑顔を見せ、 緒に作業ができてすごく楽し 貸してもらいたい」 業は楽しくやらないといけ きたい」と力強く抱負を述べ、 0 謝と今後への意欲を語りました。 これからも色んな知恵やご意見を 代の担 喜びを語りました。 調印式では、 々 相 みな子さんは 日でも早く仕事を覚えて、 談しながら両親とやって い手としての決意を示 家族での共同作業 敏文さんが と周 ゆかりさん ゆ いかりと 囲 「農作 な 次

調 節 遞

農地の売買・転用などは許可を受けてください!

農地所有者が、農地を農 地として売買や贈与等す るとき

農地所有者が、農地を農 地以外に転用するとき

農地所有者が、農地を農 地以外に転用する目的 で、売買や貸借するとき



第3条申請

- ◆農地を、耕作目的で売買 する場合は、農業委員会 の「許可」が必要です。
- ◆購入者が自ら耕作をしな い場合や資産保有、投資 目的の売買、農地に関す る法律に違反している場 合は、農地法に基づき許 可されません。

第4条申請

第5条申請

- ◆農地を住宅・車庫・駐車場・工場・倉庫・資材置場・ 山林など、農地以外のものに用途を変更する場合は、 農業委員会の「許可」が必要です。
- ◆転用申請では、農地法に基づき次のような項目を審査 します。
- - 転用面積の適正性
- 関係権利者の同意
- 周辺農地に与える影響 ・ 他法令等の許可の見込み

など

自分の農地であっても無断で転用することは違反です!

○農地の無断転用とは……

農地を住宅や建物敷地、駐車場、資材置場、残土捨て場、植林などの用地として、許可を受 けずに転用することは法律違反です。

※無断転用の例:家を建てた、駐車場にした、資材置場や残土捨て場にした など

○許可を受けずに転用すると……

許可を受けずに転用した場合や、転用許可に係る事業計画通りに転用しない場合等は、農地 法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の措置命令がされる場合があります。

これに従わない場合、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰 金)が科せられる場合があります。

鳥取市農業委員会の審議状況

		第3条申請	第4条申請	第5条申請			
		農地の耕作目的での 売買・贈与等	農地の転用 (所有者自ら行う場合)	農地の転用(所有者以外の者か買ったり、借りたりして行う場合)			
令和5年度	件 数	63	8	43			
	面積(a)	1,685	29	196			
令和6年度	件 数	89	13	39			
	面積(a)	1,758	41	248			



1. クマ等に遭遇したら

- ■まず落ち着く(大声を出さない)。
- ■クマ等と出会った場合は、目線をそらさず、ゆ っくり後退して、その場を去る。
- ■建物、車内へ避難する。
- ■クマ等を目撃したら、最寄りの警察署か、下記 の連絡先まで、ご連絡ください。

鳥取市(代表番号) 0857-22-8111 鳥取県鳥獣対策課 0857-26-7872

2. クマ等の出没を防ぐために

- ■誘引物(生ゴミ、廃棄野菜・果実、食料品、ペッ トフード等)を屋外、田畑に放置しない。
- ■山林近くでは、夕方から早朝にかけての一人での 外出は避ける(散歩、ランニング等)。
- ■山林近くでは、クマ鈴やラジオで音を出しながら 行動する(クマが人の接近を察知して避けま (g) 。
- ■柿や栗の収穫は早めに行うなど、利用しないもの は除去する。
- ■果樹園には、電気柵を適切に設置・運用する。

【お問合せ先】

鳥取市農林水産部農政企画課鳥獣対策係



11 月 26 日 (水)	11 月 25 日 火	11 月 20 日 (木)	11 月 19 (水)	11 月 18 日 火	11 月 17 日 (月)	11月14日金	11 月 13 (木)	11 月 12 (水)	11 月 10 日 (月)	11月7日 金	11月6日(木)	11月5日(水)	11月4日(火)	とき
青谷町総合支所	鹿野町総合支所	気高町総合支所	佐治町総合支所	用瀬町総合支所	河原町総合支所	福部町総合支所	国府町総合支所	JA湖東支店	JA湖南支店	JA高草支店	JAせんだい支店	JA邑美支店	JA鳥取支店	ところ

内 容 時間 農地の売買、貸借、転用、午後1時3分~午後4時 農業者年金

所産業建設課にお申し込みくださば各支店(鳥取地域)、各総合支農業委員会事務局、JA鳥取いなの方は、相談日の1週間前までに 家相談会を開催します。 農業委員会では、 次 0 相談希望 غ お

将来の安心を支える ― 農業者年金

~農業を続けるあなたに、国が応援する年金制度です~

◇農業者年金とは

国民年金に上乗せして受給できる、農業に従事する方のための公的年金制度です。将 来の生活を安定させる仕組みとして、多くの農業者に利用されています。

◇加入資格は3つだけ、農地の権利名義は不要

- ①年間60日以上農業に従事
- ②20歳以上65歳未満(60歳以上は国民年金の任意加入被保険者)
- ③国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)

◇特徴とメリット

節税効果

掛金は全額所得控除で 大きな節税に

自由な掛金設定

月2万円~6万7千円 の範囲で選択可能 (1千円単位)

政策支援

認定農業者など要件を 満たす方は国から保険 料助成

◇終身年金で安心

- 年金は生涯受給可能
- •80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金を遺族の方に支給

◇お問い合わせ先

詳しい内容・加入手続きは

→鳥取市農業委員会事務局 または 最寄りのJA窓口 まで

辰業委員及び農地利用 最適化推進委員の募集について

心に、農地法に基づく農地の売買 集積・集約化、遊休農地の発生防 る事務を執行する行政委員会とし や貸借、農地転用など農地に関す 止・解消、新規参入の促進) 化の推進 て設置されています。 農業委員会は、農地利用の最適 (担い手への農地利用の を中

から、 和8年7月に改選期を迎えること 及び農地利用最適化推進委員が令 農業委員会を構成する農業委員 次のとおり募集を行いま

1

農業委員

賃借、 適切に行うことができる人。 休農地の発生防止・解消など) 委員会の所掌事務 への農地利用の集積・集約化、遊 農業に関する見識を有し、農業 転用などの許認可、 (農地の売買や 担い手 を

)農地利用最適化推進委員

担当地域において、 農地利用 0

> 最適化 積·集約化、 意と見識を有する人。 止・解消、新規参入の促進) (担い手への農地利用の集 遊休農地の発生防 に熱

2 募集人数 (予定定数)・任期・

報酬

農業委員 19 名

任期:令和8年7月20日~ (地域別の定数は設けません) 令和11年7月19日まで

報酬 · 月額27、000円

)農地利用最適化推進委員

48 名

任期:委嘱日

(令和8年7月20日以降)~ 令和11年7月19日まで

報酬:月額27、000円

3 募集期間

令和8年2月2日(月)~ 3月2日(月)まで

【募集期限必着】

4.応募方法

本人の同意を得て農協、 または個人による推薦 会、会社などの各組織・各団体 自治

自らによる応募

なっており、

一般紙と併せて読む

面はオールカラーの8ページと をタイムリーに扱っています。

タイムリーに扱っています。紙農政・農業・農村の動き、問題

度ご購読ください

併読紙としてお勧めです。是非一

ワークが発行する専門紙です。 代表機関である農業委員会ネット

全国農業新聞は、地域農業者の

5 応募に必要な書類の入手先 (募集期間中限り)

農政 局、 各総合支所、各農協支店の 企画課、 農業委員会事務

ウンロード可能 鳥取市公式ウェブサイトからダ

6 ◇農業委員に関して 書類の提出先・問合せ先

農政企画課

鳥取市幸町71(本庁舎4階) 1680 - 8571

今夏の記録的な猛暑や少雨といった

編

集

後 記

◇農地利用最適化推進委員に関して

農業委員会事務局 T680-8571

> 節は秋になりましたが、まだまだ学ぶ 務局に配属となり、あっという間に季 日この頃です。この春に農業委員会事 る田んぼの風景に秋の気配を感じる今 力により黄金色に色づいた稲穂が広が 困難な状況の中、農家のみなさんの努

ことばかりです。皆さまとともに地域

ともよろしくお願いいたします。 でありたいと考えていますので、今後 農業の未来を考え、行動できる委員会

(農業委員会だより編集担当)

農業新聞の購読をぜひ

• 発 行 日:毎週金曜日 読料:月額700円

• 申し込み:農業委員会事務局